

■推進方策について（案）

1. 都市づくり推進体制の構築

（1）茅ヶ崎市自治基本条例の制定

地方分権の進展や少子高齢社会の進行等により、これからの都市づくりは、市民と行政が連携、協力して都市づくりを進めていく必要があります。本市では、市民と行政が情報共有や市民参加、協働の推進等共通認識を持って都市づくりを進めるため、自治基本条例を平成22年（2010年）4月1日に制定し、施行しています。

条例では、市民の権利や責務、事業者の責務のほか、行政の説明責任や情報共有、市民の公益活動等が定められています。

安心して暮らす事のできる地域社会を創り上げていくためには、市民や事業者、行政が、市民の市政への参加、相互の連携・協力、地域における課題解決力の向上といった共通認識を持って、基本的なルールの下に自治を推進していく必要があります。

（2）更なる協働による都市づくりの推進

これまでの都市づくりは、行政が市民生活を支える都市基盤の整備を行い、それ以外の部分は、市民・事業者・行政が適切な役割分担と相互の連携のもと、協働による都市づくりを行ってきました。

今後の都市づくりは、行政が引き続き、必要な都市基盤の整備を進めるとともに、街なかの資源を有効活用して、より質の高い都市の形成をめざすために、市民・事業者・行政の更なる協働による都市づくりが欠かせません。市民・事業者・行政が本計画の都市づくりの方向性を共有し（知り、理解する）、それぞれの立場で実現可能な事を考え、行動する必要があります。

[これからの協働のあり方]

今後、少子高齢化や価値観・ライフスタイルの変化、多様化により、更なる柔軟な都市づくりが必要とされます。

そこで、これからの協働都市づくりは、行政による都市づくりの他、市民自らが住むまち（地域）をどのようにしていきたいのか考え（防災に力を入れたい、住環境を向上させたい等）、その方向に向けた取り組みを行う事により、より質の高い都市となります。

そのために、市民・事業者・行政が都市づくりへ参加するきっかけづくりを行い、市民・事業者・行政で更なる協働による都市づくりを推進します。

(3) 市民・事業者・行政の役割

更なる協働による都市づくりを推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、都市づくりに取り組むことが重要になります。

①市民の役割

- これからは、市民自らが生活するまちのことを、自ら良くすることをより意識し、主体的に都市づくりを行うことが大切です。そのため、市民は、都市づくりの主役として、一人ひとりが都市づくりに関心を持ち、都市のあり方や都市づくりの方法についての知識を身につけていくことが重要です。さらに、積極的に都市づくりへ参加し、身近な地域から全市へと取組を展開していくことが重要です。

なお、取組にあたっては、行政が目指す都市づくりの方向性を理解し、まずは身近でできることを考え、行動し、みんなで協働しながら進めることが大切です。

②事業者の役割

- 事業者は、地域社会を構成する一員として都市づくりに対する理解を深め、計画や事業への協力、地域の公益的な活動に参加していくことが必要です。また、建築物や広場、公園等の整備等を行う場合は、行政が目指す都市づくりの方向性を理解し、周辺的环境や景観に配慮した施設計画等とすることが重要です。

③行政の役割

- 行政は、都市マスタープランの進行管理及び見直し、都市計画の決定や各事業の推進を図ります。また、事業の推進に際し、市民・事業者へ協力要請を行うとともに、市民・事業者が主体となって都市づくりに参加できるよう都市マスタープランの周知や継続的な情報提供、活動への支援を行っていきます。

2. 都市マスタープランの進行管理と見直し

(1) 進行管理の方法

◆これまでの進行管理

平成 20 年に策定した都市マスタープランでは、計画の実現状況の確認を行うため、「ちがさき都市マスタープラン確認委員会(都市計画審議会の小委員会)」を設立し、計画の骨組みとなる「重点的に取り組む施策」と「市民と協働で取り組む戦略プラン」を位置付け、市民の目線による進行管理を毎年行ってきました。

都市づくりの進捗状況を毎年市民の目線で確認できる等の成果はありましたが、長い期間での成果を確認できない等の課題がありました。

◆平成 20 年からの変化

平成 20 年からの変化として、様々な都市づくりに関する個別計画が策定され、それぞれの計画で進捗状況の確認が行われている状況です。

◆これからの進行管理

これまでの進行管理や変化を踏まえ、これからの進行管理は、都市の変化を確認できる期間で、都市全体の動向と目指す都市づくりの方向性の相違を確認し、より効率的に都市づくりを推進する管理を行います。

そこで、従来の進捗状況を確認してきた視点(分野別の取組方針)よりも、層が上である将来都市像を支える 3 つの「都市づくりの目標」の視点で、方向性の進行管理を実施します。

方向性の確認については、成果指標(アウトカム指標)として本計画の上位計画である総合計画基本構想の指標や市民満足度調査を基本としつつ、実績として都市計画基礎調査解析等の複数の要素から都市の動向の把握に努めます。

なお、成果指標については、総合計画基本構想を現在改定しているため、総合計画基本構想改定後に改めて指標を見直し、整合を図ります。

(参考) 進行管理の方法

◆これまでの進行管理

確認委員会にて、都市マスタープランに位置付けた施策毎に、市民目線で進捗状況を確認してきた。

【成果】

- ・市民目線での確認
- ・都市づくりが年度毎に把握できる
- ・市民の協働に対する意識の向上
- ・ヒアリング、進行管理表を通して、市民・行政との対話により、事業内容を把握できる

【課題】

- ・長い期間での成果を確認できない
- ・施策数が多く、確認委員の負担が大きい
- ・協働の認識不足



◆平成20年からの変化

様々な都市づくりに関する個別計画が策定され、それぞれの計画で進捗状況の確認が行われている

◆これからの進行管理

将来都市像を支える3つの「都市づくりの目標」を踏まえながら、都市づくりの方向性の確認を行う。

【都市づくりの目標】

- 目標1** 多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり
～まちの資源に磨きをかけていくことで魅力ある都市空間に～
- 目標2** 地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり
～にぎわいを生み出すことでまちやひとが元気に～
- 目標3** 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり
～日常生活に必要な都市機能を向上し質の高い暮らしができる住環境に～

【都市マスタープランの構成】

将来都市像

基本理念（都市づくりの根底となる考え方）

- 都市づくりの目標1** 多様な個性と自然と文化が共生する都市づくり
- 都市づくりの目標2** 地域や経済の活力が「茅ヶ崎」の魅力を育む都市づくり
- 都市づくりの目標3** 安全・安心、快適、便利な市民生活が実現できる都市づくり

← 今回の進行管理
で確認する視点

6分野別の取組方針

土地利用／交通体系整備／自然・緑地整備／都市景観形成／住環境整備／都市防災

← H20年度の
都市マスの視点

■指標の一覧（参考）

目 標	考え方	①総合計画基本構想の指標 (現行の総合計画基本構想 基本理念4「まちづくり」抜粋)(※)	②市民満足度調査 (基本理念4「まちづくり」抜粋)	③都市計画基礎調査解 析等
1. 多様な個性と自然と文化 が共生する都市づくり ～まちの資源に磨きをかけていく ことで魅力ある都市空間に～	まちの資源を磨いていくこ とで、市民が魅力とを感じる 都市空間が形成されている か (豊かな自然環境、心地良く 暮らせる環境、自然と都市機 能がバランス良く近接してい る環境等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちなみ・景観に満足している」と思う市 民の割合 ・市域面積における緑地面積率 ・市民1人当たりの都市公園面積 	D1：市街地と自然環境が調和した土地利用 D4：地域の特性を生かしたまちなみ・景観 D5：樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑 D9：やすらげる身近な公園や緑地 D10：海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境 D14：農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園カバー圏外位 置図 等
2. 地域や経済の活力が「茅 ヶ崎」の魅力を育む都市づく り ～にぎわいを生み出すことでまち やひとが元気に～	拠点の機能の充実や交流・ 活動の場の創出、回遊性を 高めることにより、にぎわ いを生み出しているか (市民・来街者の消費活動、 就労機会の創出、地域や経済 の活力向上、まちに対する愛 着、人と人とのつながり等)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所数と従業者数 ・市民1人当たりの都市公園面積 ・農業従事者1人当たりの年間農業産出額 ・耕地面積 ・耕作放棄地面積 	D2：駅周辺の市街地の快適性や利便性、にぎわい D4：地域の特性を生かしたまちなみ・景観 D9：やすらげる身近な公園や緑地 D10：海岸、河川、里山等の自然とレクリエーション環境 D13：多くの人々を誘う魅力ある商工業、観光の振興 D14：農業や漁業の振興と農地・海浜の保全活用 D15：働きやすい職場の環境や勤労者への福祉 D16：地域特性を生かした都市の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点ごとの施設充 足状況 等
3. 安全・安心、快適、便利 な市民生活が実現できる都市 づくり ～日常生活に必要な都市機能を向 上し質の高い暮らしができる住環 境に～	日常生活に必要な都市機能 を整備することで、安全・ 安心、快適、便利な住環境 が形成されているか (災害対策、防犯対策、快適 に移動できる環境、居心地の 良い空間、みどりの保全・再 生・創出、住宅地周辺への日 常生活に必要な機能の充実、 乗合交通・鉄道の利便性、道 路網整備等)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物や住宅の耐震化率 ・年間公共交通利用回数(市民1人当たり) ・都市計画道路の整備率 ・道路の歩道整備延長 ・公共下水道(汚水)整備率 ・公共下水道(雨水・雨水幹線)整備率 ・河川整備の進捗率 ・高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住 宅の供給戸数 	D3：鉄道やバスなどの公共交通の利便性 D5：樹林や生垣、庭など、自宅周辺の緑 D6：建築物の防火性とバリアフリー化等による人にやさしい まち D7：近隣市や地域を結ぶ幹線道路や橋 D8：自宅周辺の生活道路の安全性・快適性 D11：安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物 D12：公共下水道の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用圏域別カ バー人口 ・施設毎の徒歩圏内人口 (日常サービス施設へ の徒歩圏カバー状況) 等
期 間			適宜	5年
考え方		市の方向性の確認 (上位計画との整合)	まちづくりの方向性の確認 (成果)	実績

※成果指標、基準値、目標値は、総合計画基本構想改定後に改めて見直し、整合を図る。

(2) 進行管理の時期

進行管理の時期については、計画の中間年次である、概ね5年を目安に行います。

(参考)

項目		31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
都市マスタープラン				指標検討	確認	見直し作業 (必要な場合)				確認	見直し作業 (必要な場合)
参考	総合計画 基本構想										
	市民満足度調査	●		●	← 実施時期未定 →						
	都市計画 基礎調査			○ 調査	○ 解析				○ 調査	○ 解析	

(3) 計画の見直し

本計画は、長期間にわたる計画であるため、今後の社会経済の動向等に対応し、上位計画等との整合を図りつつ、より市民のニーズを反映したものになるよう必要に応じて見直しを行います。

【進行管理イメージ】

